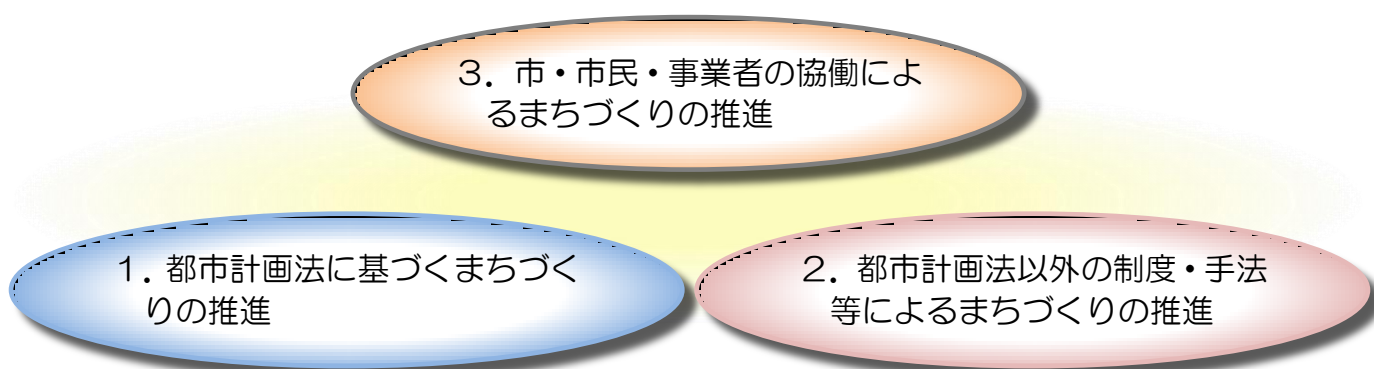


Ⅵ. 計画実現に向けた方策

本マスタープランに示したまちづくりを進めていくためには、さまざまな制度や手法を用いて取り組みを行う必要があります。

ここでは、まず、その基本となる都市計画法に基づくまちづくりの推進方策を明らかにし、更に、それ以外の制度・手法を活用したまちづくりの展開方策を整理します。

また、こうしたまちづくりは行政のみが担うものではなく、市民・事業者・行政の協働が欠かせません。そのため、協働のための仕組みづくりや意識づくりが重要であり、協働によるまちづくりの展開方法について整理します。



1. 都市計画法に基づくまちづくりの推進

(1) 地域地区の検討

本マスタープランに示した土地利用の考え方に基づき、早期に用途地域の指定を行います。新たな商業集積地域が形成されつつあり、山陰近畿自動車道のICアクセス道路が整備される予定の国道312号沿道、また、旧町単位で形成されている市街地周辺及び峰山市街地における業務機能の集積地において、商業系用途地域の指定を行います。また、既存の工業団地を対象として、工業系用途地域の指定を行い、更に、住宅地としての市街化が進む地域では、住居系用途地域の指定の適否について検討を行います。

(2) 都市施設の指定

本マスタープランに示した方針に基づき、必要に応じて都市計画道路、都市計画下水道、都市公園などの都市計画決定を行います。また、都市計画道路の見直しにより、市街地内の道路整備の早期実現を図ります。

(3) 都市計画制度の運用

都市計画区域内の計画的で秩序ある市街化に向け、建築行為及び開発行為に対する規制誘導により、適切な市街化の誘導を進めます。

(4) 景観形成の推進

国道をはじめ主要道路の沿道や歴史的なまちなみが残る市街地周辺について、景観法などの制度を活用し、京丹後の特色を活かした景観の保全及び誘導の取り組みを推進します。また、良好な自然環境を有する地域については、風致地区の指定についても検討するほか、京丹后市住民景観形成条例による住民主体の景観形成に向けた取り組みを支援します。

2. 都市計画法以外の制度・事業等によるまちづくりの推進

(1) 都市計画事業以外の事業展開

① 地域拠点のネットワーク強化

広大な市域に地域の暮らしの拠点が点在しているため、地域拠点間を結び、国道、主要地方道等の機能強化を促進します。また、本市全体の周遊観光を促すため、これら道路空間の高質化や景観形成に取り組みます。

② 地域拠点の暮らしの利便性向上

市内の市街地や集落の大半は、古くからの集落をベースに形成されており、現在の車社会においては、都市基盤が脆弱な状況にあるところが多く見られます。今後、高齢化が進展する中で、安全で安心して暮らせるまちの形成に向け、主要道路の強化をはじめ、観光振興や農林漁業の振興のための地域道路整備などにより、生活圏の機能改善を進めます。

③ 地域環境に応じた市街地・集落づくり

市内の市街地や集落の多くは、建物が建て詰まっているところが多く、オープンスペースの確保などが困難な状況にあります。

そのため、各種整備で生じる残地や空地の有効活用による公園整備、また、小河川整備による親水空間の創出などにより、市街地や集落の生活環境の向上を図ります。

④ 安全で安心できる市街地・集落づくり

自然災害に強いまちづくりに向け、地域防災マップの公表・周知徹底を図り、災害の未然防止に努めます。また、交通事故や犯罪の防止・抑止を図るため、集落内外におけるLED防犯灯の増設や幹線道路等に防犯カメラを設置することにより、安全対策を進めます。

(2) 自然環境の保全

① 日本海沿岸の保全

市域の北側を占める日本海沿岸は、山陰海岸国立公園と丹後天橋立大江山国定公園に指定され、市街地や集落部分を除く大半は特別地域に指定されています。また、山陰海岸ジオパークにも認定される沿岸部は、本市の観光交流における大きな資源となっているため、今後とも保全・活用に努めます。

② 森林の保全

市域の大半を占める山林の多くは、地域森林計画対象民有林または保安林に指定されています。市域と分水嶺はほぼ一致し、独立した水循環の環境を有するまちとして、今後とも、水源涵養や浄化機能を有する森林の保全に努めます。

③ 農地の保全

市域内の宅地を除く平野部は、大半が農業振興地域、更には農用地に指定されています。豊かな農産物を産出する地域を有するまちとして、今後も、農地の保全に努めます。

なお、都市計画区域内における農振農用地の指定解除による宅地化にあたっては、地区計画などにより都市基盤のあり方を明らかにするとともに、用途地域の指定の検討を行います。

(3) 歴史・文化資源の保存と活用

多くの史跡や文化財は郷土の財産であり、市民と協働して適正な保存・整備に努め、まちの魅力を高める歴史的景観づくりを進めます。

3. 市・市民・事業者の協働によるまちづくりの推進

(1) まちづくり情報の共有化

まちの客観的な現状把握や、まちづくりの取り組み事例や仕組み、互いの意見などを知ることが、協働（参加、参画）によるまちづくりの第一歩であり、そのための仕組みづくりを行います。

そのため、まちづくりの情報を共有するため、広報誌やインターネットを通じた情報提供を行うとともに、情報交換の場づくりを進めます。

(2) 協働のまちづくりの推進

住民や事業者の主体的なまちづくりは、まちのにぎわいづくりから、自然環境や景観の維持保全、道路や公園などの公共空間の維持保全活用など、多方面にわたります。

そのため、既往制度や手法を活用するとともに、市民・事業者の協働によるまちづくりを進めるため、新たな仕組みづくりについて検討を行います。

(3) ウェルカムロードの推進

高速道路の開通を見据えたおもてなしの取り組みとして、道路沿線での「花いっぱい運動」に取り組み、市民との協働によるまちづくりを展開します。